

有明海及び八代海等の再生に関する基本方針の一部改正（案） 新旧対照表

○ 有明海及び八代海等の再生に関する基本方針（平成十五年二月六日総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 有明海及び八代海等の再生に関する基本方針</p> <p>基本的な指針</p> <p>一 趣旨</p> <p>有明海及び八代海等は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものである。しかしながら、有明海及び八代海等においては、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。これらの状況に鑑み、有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的として、国及び関係県が協力して、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第四条に基づき、この基本方針を策定するものである。</p> <p>二 目標</p> <p>有明海及び八代海等の再生に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>イ 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善</p> <p>現在、有明海及び八代海等においては、一部の水域において水</p>	<p>1 有明海及び八代海等の再生に関する基本方針</p> <p>基本的な指針</p> <p>一 趣旨</p> <p>有明海及び八代海等は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものである。しかしながら、有明海及び八代海等においては、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。これらの状況に鑑み、有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的として、国及び関係県が協力して、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第四条に基づき、この基本方針を策定するものである。</p> <p>二 目標</p> <p>有明海及び八代海等の再生に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>イ 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善</p> <p>現在、有明海及び八代海等においては、一部の水域において水</p>

質環境基準が達成されていないため、その達成・維持を目標とする。さらに、赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生を抑制し、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟等が現状よりできるだけ減少することがないよう保全され、また必要に応じその修復・造成を図ることを目標とする。

ロ 有明海及び八代海等における水産資源の回復等による漁業の振興

ノリをはじめとする養殖業、採貝をはじめとする海面漁業及び有明海特産種等の生産がそれぞれ持続的に行われることを目標とする。

ノリ養殖、魚類養殖等については、漁場の収容力を適正に利用して安定的・持続的な生産を可能にすることを目標とする。

採貝等の海面漁業については、減少の原因究明に努めるとともに、それらの生産量を回復方向に転じさせることを当面の目標とする。

有明海特産種等については、地域の食文化としても重要であり、適切に保存・管理がなされることを目標とする。

### 三 有明海及び八代海等の再生のための施策

有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成二十九年三月の委員会報告も参考にするとともに、関係者の連携や合意形成を図り、順応的に取り組むことに留意しながら、次の再生のための方策に取り組む。

イ 水質等の保全に関する事項

(削る)

質環境基準が達成されていないため、その達成・維持を目標とする。さらに、赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生を抑制し、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟等が現状よりできるだけ減少することがないよう保全され、また必要に応じその修復・造成を図ることを目標とする。

ロ 有明海及び八代海等における水産資源の回復等による漁業の振興

ノリをはじめとする養殖業、採貝をはじめとする海面漁業及び有明海特産種等の生産がそれぞれ持続的に行われることを目標とする。

ノリ養殖、魚類養殖等については、漁場の収容力を適正に利用して安定的・持続的な生産を可能にすることを目標とする。

採貝等の海面漁業については、減少の原因究明に努めるとともに、それらの生産量を回復方向に転じさせることを当面の目標とする。

有明海特産種等については、地域の食文化としても重要であり、適切に保存・管理がなされることを目標とする。

### 三 有明海及び八代海等の再生のための施策

(新設)

イ 水質等の保全に関する事項

有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成十八年十二月の委員会報告も参考にし、次の再生のための方策に取り組む。

(一) 汚濁負荷の総量の削減に資する措置

有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量をいう。）を定量的に把握するとともに、地域の実情に応じた次の総量削減の措置を講ずる。また、汚濁負荷の実態を踏まえ、新たな総量削減の方策の検討を進める。

(イ) 生活排水対策等

生活排水に係る汚濁負荷量削減のため、地域の実情に応じ、下水道については、関係県が協力し流域別下水道整備総合計画に基づき、その整備を一層促進するほか、浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の市町村による各種の生活排水処理施設の整備等を一層促進する。さらに、各施設について、必要に応じて窒素含有量及びりん含有量を削減するため高度処理を推進する。

(ロ) 工場・事業場の排水対策

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）に基づき、排水規制を行う。また、排水基準が円滑に遵守されるよう、各工場・事業場における排水処理施設の整備及び処理の高度化、工程内対策の推進、原材料の転換等を促進する。また、小規模事業場向けの高

(ハ) 農業・畜産・養殖漁場対策

農業排水対策については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）等の活用

(一) 汚濁負荷の総量の削減に資する措置

有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量をいう。）を定量的に把握するとともに、地域の実情に応じた次の総量削減の措置を講ずる。また、汚濁負荷の実態を踏まえ、新たな総量削減の方策の検討を進める。

(イ) 生活排水対策等

生活排水に係る汚濁負荷量削減のため、地域の実情に応じ、下水道については、関係県が協力し流域別下水道整備総合計画を早期に策定して、その整備を一層促進するほか、浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の市町村による各種の生活排水処理施設の整備等を一層促進する。さらに、各施設について、窒素含有量及びりん含有量を削減するため高度処理施設の設置等を積極的に推進する。また、下水道について、合流式下水道の緊急改善計画を策定し、その対策を推進していく。

(ロ) 工場・事業場の排水対策

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）に基づき、排水規制を行う。また、排水基準が円滑に遵守されるよう、各工場・事業場における排水処理施設の整備及び処理の高度化、工程内対策の推進、原材料の転換等を促進する。また、小規模事業場向けの高

(ハ) 農業・畜産・養殖漁場対策

農業排水対策については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）等の活用

を通じて、化学肥料・農薬の使用量の低減等環境保全型農業を推進するとともに、地力の維持・増進、施肥・水管理の適正化等に関する対策を推進する。また農業用排水路での水質浄化対策を推進する。

畜産排水対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）に基づき、家畜排せつ物の適切な管理を促進するとともに、堆肥化施設等の整備を促進する。

養殖漁場の汚濁負荷の削減については、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき、養殖業において餌料の改善を進め、環境への負荷の大きい生餌から負荷の小さい配合餌料への転換を一層進めるとともに、給餌の量及びその質、放養密度や施設配置の適正化を推進する。さらに、各種養殖用資材の選定・使用に当たって十分な配慮がなされるよう努めるとともに、環境負荷の少ない養殖の技術開発を進める。

(二) その他の対策

有明海及び八代海等に流入する河川を通じて流入する汚濁負荷削減のため、これまでに設置した河川における直接浄化施設の適切な維持管理及び改良に努めるとともに、必要に応じて新たな直接浄化施設の整備等による浄化対策及び下水道等による市街地における面源負荷対策を推進する。

(二) 海域等の直接浄化対策

(イ) 漂流物の除去等

海上に漂流し、又は海浜に漂着するごみ及び油、海底に存するごみ等については、調査観測兼清掃船等による回収処理

を通じて、化学肥料・農薬の使用量の低減等環境保全型農業を推進するとともに、地力の維持・増進、施肥・水管理の適正化等に関する対策を推進する。また農業用排水路での水質浄化対策を推進する。

畜産排水対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）に基づき、家畜排せつ物の適切な管理を促進するとともに、堆肥化施設等の整備を促進する。

養殖漁場の汚濁負荷の削減については、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき、養殖業において餌料の改善を進め、環境への負荷の大きい生餌から負荷の小さい配合餌料への転換を一層進めるとともに、給餌の量及びその質、放養密度や施設配置の適正化を推進する。さらに、各種養殖用資材の選定・使用に当たって十分な配慮がなされるよう努めるとともに、環境負荷の少ない養殖の技術開発を進める。

(二) その他の対策

有明海及び八代海等に流入する河川を通じて流入する汚濁負荷削減のため、これまでに設置した河川における直接浄化施設の適切な維持管理及び改良に努めるとともに、必要に応じて新たな直接浄化施設の整備等による浄化対策及び下水道等による市街地における面源負荷対策を推進する。

(二) 海域等の直接浄化対策

(イ) 漂流物の除去等

海上に浮遊し、あるいは海浜に漂着するごみ、油等については、調査観測兼清掃船等による回収処理を推進するととも

を推進するとともに、海面、海浜における投棄に対する取締りの強化、海浜清掃の実施を図る。あわせて、住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じ海面・海浜の美化意識の向上に努めるものとする。特に、漂着したごみについては、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）に基づき、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るための施策を推進する。さらに、廃プラスチック等の漂流・漂着ごみ及び海底ごみについては、汚染の実態把握及び防止対策に努めるものとする。

また、地元自治体や流域住民と連携して海域に流入する河川等における清掃等の実施にも努めるとともに、必要に応じ曝気施設等の整備等により海域の直接浄化対策を図る。

(ロ) 覆土・しゅんせつ等による底質の改善

汚泥等が堆積している海域においては、底質環境を改善するため、覆土、しゅんせつ、海底耕うん等の対策を推進する。

(三) その他

(イ) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の当てはめ

新たに環境基本法（平成五年法律第九十一号）に基づく水質汚濁に係る環境基準とされた底層溶存酸素量の水域類型の当てはめを適切に実施するとともに、底層溶存酸素量の状況を把握する。

(ロ) 有害化学物質等の規制及び把握等

に、海面、海浜における投棄に対する取締りの強化、海浜清掃の実施を図る。あわせて、住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じ海面・海浜の美化意識の向上に努めるものとする。特に、漂着したごみについては、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）に基づき、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るための施策を推進する。さらに、廃プラスチック等の浮遊・漂着ごみについては、汚染の実態把握及び防止対策に努めるものとする。

また、地元自治体や流域住民と連携して海域に流入する河川等における清掃等の実施にも努めるとともに、必要に応じ曝気施設等の整備等により海域の直接浄化対策を図る。

(ロ) 覆土・しゅんせつ等による底質の改善

汚泥等が堆積している海域においては、底泥からの栄養塩類等の溶出を抑制するため、覆土、しゅんせつ等の対策を推進する。また、必要に応じて海底の耕うん等の対策を行う。

(三) その他

(新設)

(イ) 有害化学物質等の規制及び把握等

水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）に基づく排水規制を行うとともに、環境基準を超える底質についてしゅんせつ等の対策を講じることにより、有害化学物質等に係る水質及び水底の底質の環境基準の達成を図るものとする。また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）に基づき排出量の把握・管理を促進するものとする。

(ハ) 水質等の監視測定

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の状況等を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、水質の監視測定施設・設備の整備及び監視測定体制の拡充に努め、調査観測兼清掃船等を用いた定期的な監視測定を実施する。

ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

有明海及び八代海等においては、干潟等が、水鳥類の渡りの中継地等として、また、海生生物の繁殖・生育・採餌・移動分散の場としての機能を有するとともに、海域の水質浄化機能という重要な役割を果たしていることに鑑み、保護水面の指定、鳥獣保護区の設定等を通じ極力その保全に努める。

さらに、藻場・干潟等の分布状況を把握し、藻場・干潟の消失等の状況に応じた適切な干潟等の修復に加え、土砂等を活用した干潟等の造成等により、良好な生態系の回復を図る。

ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項

(一) 河川における流況の調整

有明海及び八代海等に流入する河川の流況の定期的な把握に努めるとともに、海域の環境の保全及び改善を図るため、ダム

水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）に基づく排水規制を行うとともに、環境基準を超える底質についてしゅんせつ等の対策を講じることにより、有害化学物質等に係る水質及び水底の底質の環境基準の達成を図るものとする。また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）に基づき排出量の把握・管理を促進するものとする。

(ロ) 水質等の監視測定

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の状況等を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、水質の監視測定施設・設備の整備及び監視測定体制の拡充に努め、調査観測兼清掃船等を用いた定期的な監視測定を実施する。

ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

有明海及び八代海等においては、干潟等が、水鳥類の渡りの中継地等として、また、海生生物の繁殖・生育・採餌・移動分散の場としての機能を有するとともに、海域の水質浄化機能という重要な役割を果たしていることに鑑み、保護水面の指定、鳥獣保護区の設定等を通じ極力その保全に努める。

さらに、干潟等の消失等の状況に応じた適切な干潟等の修復に加え、土砂等を活用した干潟等の造成等により、良好な生態系の回復を図る。

ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項

(一) 河川における流況の調整

有明海及び八代海等に流入する河川の流況の定期的な把握に努めるとともに、海域の環境の保全及び改善を図るため、ダム

の貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況の調整を図る。

(二) 河川における土砂の適正な管理

有明海及び八代海等に流入する河川においては、土砂移動の状況等を必要に応じて把握するとともに、河川管理上の実情を考慮しつつ、原則として砂利採取の制限を図る。

また、土砂移動の実態を踏まえ、各河川及び地域の実情に応じた総合的な土砂管理の方策について検討する。

二 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項

(一) 河川の整備に関する事項

有明海及び八代海等に流入する河川においては、水質の調査に努めるとともに、水質汚濁が著しくその対策が必要な河川において、状況に応じて直接浄化施設の整備等を推進する。また、必要に応じて河口部において、開発等により失われつつあるか、又は既に失われた干潟等の保全・回復を図る等、これらの河川整備を推進することにより、海域への汚濁負荷の軽減や、河川の自然浄化機能の回復・向上を目指す。

(二) 海岸の整備に関する事項

有明海及び八代海等沿岸は、国民にとって貴重な自然環境を有し、多様な生物の生息・生育の場でもあることから、国民による海岸利用及び海岸環境の保全に十分配慮しつつ海岸保全施設等の整備に努める。

(三) 港湾の整備に関する事項

有明海及び八代海等に面する港湾及び海域の環境の保全及び改善を図るため、汚泥のしゅんせつ及び覆土の実施、水質浄化施設の整備等による水環境の改善策を進めるとともに、藻場・

の貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況の調整を図る。

(二) 河川における土砂の適正な管理

有明海及び八代海等に流入する河川においては、土砂移動の状況等を必要に応じて把握するとともに、河川管理上の実情を考慮しつつ、原則として砂利採取量の削減を図る。

また、土砂移動の実態を踏まえ、各河川及び地域の実情に応じた総合的な土砂管理の方策について検討する。

二 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項

(一) 河川の整備に関する事項

有明海及び八代海等に流入する河川においては、水質の調査に努めるとともに、水質汚濁が著しくその対策が必要な河川において、状況に応じて直接浄化施設の整備等を推進する。また、必要に応じて河口部において、開発等により失われつつあるか、又は既に失われた干潟等の保全・回復を図る等、これらの河川整備を推進することにより、海域への汚濁負荷の軽減や、河川の自然浄化機能の回復・向上を目指す。

(二) 海岸の整備に関する事項

有明海及び八代海等沿岸は、国民にとって貴重な自然環境を有し、多様な生物の生息・生育の場でもあることから、国民による海岸利用及び海岸環境の保全に十分配慮しつつ海岸保全施設等の整備に努める。

(三) 港湾の整備に関する事項

有明海及び八代海等に面する港湾及び海域の環境の保全及び改善を図るため、汚泥のしゅんせつ及び覆土の実施、水質浄化施設の整備等による水環境の改善策を進めるとともに、干潟・

干潟の保全・再生、緑地の整備等を推進する。さらに、海水浄化能力の向上や海水交換の促進により水質等の保全及び改善が図られるよう配慮しつつ、港湾施設の整備に努める。なお、覆土等に当たっては、可能な限り航路しゅんせつ等で生じる土砂を有効に活用するものとする。

(四) 漁港の整備に関する事項

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの基盤としてとらえ、大きな潮位差等の地域特性への配慮に加え周辺環境との調和を図りつつ、漁業活動の円滑化、就労環境・衛生環境の改善等を図るため、漁港施設、漁港関連道路等の整備、泊地・航路の水深の確保及び漁港水域環境の改善を推進する。

ホ 森林の機能の向上に関する事項

造林、保育、林道の整備等の計画的な森林整備や、荒廃山地の復旧整備等を通じて保安林等を適正に保全するためのきめ細かな治山対策を推進するとともに、地域住民等多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくり等の推進に努めるなど、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備・保全を図り、有明海及び八代海等に流入する河川流域の森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させる。

へ 漁場の生産力の増進に関する事項

有明海及び八代海等における漁場の生産力の増進を図るため、次の措置を講じ、漁場環境の改善を図る。なお、事業の実施の際には、その効果を高めるため、水産動物の種苗の放流等の関連事業との連携や関係各県間の連携を十分図るものとする。

(一) 堆積物の除去、覆土、耕うん等

藻場の保全・再生、緑地の整備等を推進する。さらに、海水浄化能力の向上や海水交換の促進により水質等の保全及び改善が図られるよう配慮しつつ、港湾施設の整備に努める。なお、覆土等に当たっては、可能な限り航路しゅんせつ等で生じる土砂を有効に活用するものとする。

(四) 漁港の整備に関する事項

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの基盤としてとらえ、大きな潮位差等の地域特性への配慮に加え周辺環境との調和を図りつつ、漁業活動の円滑化、就労環境・衛生環境の改善等を図るため、漁港施設、漁港関連道路等の整備、泊地・航路の水深の確保及び漁港水域環境の改善を推進する。

ホ 森林の機能の向上に関する事項

造林、保育、林道の整備等の計画的な森林整備や、荒廃山地の復旧整備等を通じて保安林等を適正に保全するためのきめ細かな治山対策を推進するとともに、地域住民等多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくり等の推進に努めるなど、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備・保全を図り、有明海及び八代海等に流入する河川流域の森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させる。

へ 漁場の生産力の増進に関する事項

有明海及び八代海等における漁場の生産力の増進を図るため、次の措置を講じ、漁場環境の改善を図る。なお、事業の実施の際には、その効果を高めるため、水産動物の種苗の放流等の関連事業との連携や関係各県間の連携を十分図るものとする。

(一) 堆積物の除去、覆土、耕うん等



底泥の堆積等により底質環境が悪化し、貝類等の増殖・生育が阻害される等、漁場としての効用の低下が進んでいる海域においては、水産動植物の発生及び生育に適した環境を整備し、漁場としての効用の回復を図るため、漁港漁場整備事業による堆積物の除去、覆土、しゅんせつ、作れい、耕うん等の漁場環境の改善対策を推進する。また、藻場・干潟の造成等を推進するとともに、漁業者等を主体としつつ、地域の住民、NPO等の協力も得ながら藻場・干潟の修復・創造活動を進める。さらに、カキ礁の再生等、漁場環境の改善のための手法やそれらの事業効果の持続性を更に高めるための技術開発を進める。

(二) 海浜の清掃

海浜に集積する流木や、空き缶、プラスチック等の生活廃棄物等を、海岸漂着物処理推進法に基づき、ボランティア等の協力も得ながら除去・回収し、漁場環境の保全を図る。

ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

有明海及び八代海等における増殖及び養殖の推進を図るため、次の措置を講じることとし、その実施に当たっては、関係各県間で十分な協議・連携を図るものとする。

(一) 増殖の推進

(イ) 水産動物の種苗の放流

水産資源の回復のため、有明海及び八代海等に生息する水産動物の種苗生産・量産化・育成等の技術の開発を行うとともに、他海域からの種苗の導入に伴う移入種の持込み等の生態系への影響に配慮した放流を推進する。

なお、放流の効果を高めるため、沿岸県の連携による共同

有明海及び八代海等においては、底泥の堆積等により底質環境が悪化し、貝類等の増殖・生育が阻害される等、漁場としての効用の低下が進んでいることから、水産動植物の発生及び生育に適した環境を整備し、漁場としての効用の回復を図るため、漁港漁場整備事業による堆積物の除去、覆土、しゅんせつ、作れい、耕うん等を実施し、漁場環境の改善を行う。また、藻場・干潟の造成等を推進するとともに、漁業者等を主体としつつ、地域の住民、NPO等の協力も得ながら藻場・干潟の修復・創造活動を進める。さらに、漁場環境の改善のための手法やそれらの事業効果の持続性を更に高めるための技術開発を進める。

(二) 海浜の清掃

海浜に集積する流木や、空き缶、プラスチック等の生活廃棄物等を、海岸漂着物処理推進法に基づき、ボランティア等の協力も得ながら除去・回収し、漁場環境の保全を図る。

ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

有明海及び八代海等における増殖及び養殖の推進を図るため、次の措置を講じることとし、その実施に当たっては、関係各県間で十分な協議・連携を図るものとする。

(一) 増殖の推進

(イ) 水産動物の種苗の放流

水産資源の回復のため、有明海及び八代海等に生息する水産動物の種苗生産・育成等の技術の開発を行うとともに、他海域からの種苗の導入に伴う移入種の持込み等の生態系への影響に配慮した放流を推進する。

なお、放流の効果を高めるため、沿岸県の連携による共同

放流事業に取り組むとともに、漁場の整備・保全等の関連事業との連携を図り、放流の方法・時期、放流効果の調査等について十分検討を行い、実施するものとする。

(ロ) 広域的な母貝集団ネットワークの形成

二枚貝の資源回復を図るため、浮遊幼生の移動ルート等の把握、母貝生息適地の保全・再生等により、広域的な母貝集団ネットワークの形成を図る。

(ハ) 資源管理の推進

地域の実情及び対象生物の特性に応じた資源管理を推進するため、資源量及び漁業実態を的確に把握するとともに、資源管理型漁業の推進、漁業規制（休漁期間、禁漁区等）や漁業許可・漁業権制度の的確な運用に努めるものとする。

(二) 養殖の推進

(イ) 漁場環境に配慮した養殖の推進

有明海及び八代海等におけるノリ、魚類等の養殖業の持続的な振興を図るため、養殖漁場の改善や環境収容能力に応じた養殖の実施、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定等を通じて、漁場環境に配慮した養殖業の推進を図ることとする。特に、ノリ養殖については、適切な漁場利用を含めて養殖生産の在り方を検討する。あわせて、生産コストの削減及び品種改良技術の開発等を実施する。

(ロ) 酸処理剤の適正な使用等

ノリの品質向上等のために使用する酸処理剤及び肥料等の養殖資材の使用に当たっては、次の点に留意しつつ、海域の環境の保全、生産物の健全性等に適切に配慮して行うものとする。また、陸上及び漁場全体をカバーする監視・巡回体制

放流事業に取り組むとともに、漁場の整備・保全等の関連事業との連携を図り、放流の方法・時期、放流効果の調査等について十分検討を行い、実施するものとする。

(新設)

(ロ) 資源管理の推進

地域の実情及び対象生物の特性に応じた資源管理を推進するため、資源量及び漁業実態を的確に把握するとともに、資源管理型漁業の推進、漁業規制（休漁期間、禁漁区等）や漁業許可・漁業権制度の的確な運用に努めるものとする。

(二) 養殖の推進

(イ) 漁場環境に配慮した養殖の推進

有明海及び八代海等におけるノリ、魚類等の養殖業の持続的な振興を図るため、養殖漁場の改善や環境収容能力に応じた養殖の実施、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定等を通じて、漁場環境に配慮した養殖業の推進を図ることとする。特に、ノリ養殖については、適切な漁場利用を含めて養殖生産の在り方を検討する。あわせて、生産コストの削減及び品種改良技術の開発等を実施する。

(ロ) 酸処理剤の適正な使用等

ノリの品質向上等のために使用する酸処理剤及び肥料等の養殖資材の使用に当たっては、次の点に留意しつつ、海域の環境の保全、生産物の健全性等に適切に配慮して行うものとする。また、陸上及び漁場全体をカバーする監視・巡回体制

を強化し、酸処理剤及び肥料のより適正な使用等を推進するものとする。

酸処理剤 適格性を有する酸処理剤の使用に限定すること、使用量等の記録保持を徹底すること、使用量の削減等により海域への負荷量を削減すること、使用残液を適正に処理すること

肥料 特に必要とみられる漁場において関係機関と協議の上限定的に使用すること

(ハ) 赤潮の防除技術の開発等

赤潮については、モニタリング体制の強化、有害赤潮の発生子察技術の開発、防除技術の開発等の推進により、被害の軽減を図る。

(三) 漁場の施設の整備

漁港整備との一体性を考慮しつつ、次の漁場の施設の整備を推進する。事業の実施に当たっては、より効果を高めるため、種苗放流、資源管理の推進及び持続的養殖生産確保のための取組と十分な連携を図るものとする。

(イ) 魚礁の整備

魚類の増集、発生及び生育が効率的に行われ生産性が高い漁場を造成するため、有明海及び八代海等の海域特性を考慮した魚礁の整備を推進する。

(ロ) 増養殖施設等の整備

有明海及び八代海等の水産動植物の発生及び生育に適した環境を整備するため、増養殖施設及び栽培漁業施設の整備、

を強化し、酸処理剤及び肥料のより適正な使用等を推進するものとする。

酸処理剤 適格性を有する酸処理剤の使用に限定すること、使用量等の記録保持を徹底すること、使用量の削減等により海域への負荷量を削減すること、使用残液を適正に処理すること

肥料 栄養塩の物質収支、環境中での挙動等の科学的根拠を可能な限り明確化すること、特に必要とみられる漁場において関係機関と協議の上限定的に使用すること

(新設)

(三) 漁場の施設の整備

漁港整備との一体性を考慮しつつ、次の漁場の施設の整備を推進する。事業の実施に当たっては、より効果を高めるため、種苗放流、資源管理の推進及び持続的養殖生産確保のための取組と十分な連携を図るものとする。

(イ) 魚礁の整備

魚類の増集、発生及び生育が効率的に行われ生産性が高い漁場を造成するため、有明海及び八代海等の海域特性を考慮した魚礁の整備を推進する。

(ロ) 増養殖施設等の整備

有明海及び八代海等の水産動植物の発生及び生育に適した環境を整備するため、増養殖施設及び栽培漁業施設の整備、

養殖漁場の水域環境の改善等を推進する。

チ 有害動植物の駆除に関する事項

漁業活動にとつて有害なトビエイ等の動植物により、有用な水産動植物の生育・繁殖や漁場の利用が阻害され、漁場としての効用が低下している水域において、これら有害動植物について、発生状況等のモニタリング、漁業者等への関係情報の周知、駆除等を行うことにより、漁場環境を良好な状態に保全する。

リ 調査研究等の推進

(一) 調査研究の実施

(削る)

(イ) 干潟と海域の環境との関係に関する調査研究

干潟等に生息する生物が有する水質浄化能力、干潟の消失と流速の変化、浮泥の堆積と底質の変化等干潟と海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(ロ) 潮流、潮汐等と海域の環境との関係に関する調査研究

潮流、潮汐等の実態を把握し、その海域全体の環境に与える影響に関する調査研究を進める。また、底泥の移動状況を把握し、海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(ハ) 流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究

海域に流入する汚濁負荷量を把握し、汚濁負荷量の変化が海域の環境に与える影響及び汚濁負荷の効果的な削減手法に関する調査研究を進める。

(ニ) 流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究

養殖漁場の水域環境の改善等を推進する。

チ 有害動植物の駆除に関する事項

漁業活動にとつて有害なトビエイ等の動植物により、有用な水産動植物の生育・繁殖や漁場の利用が阻害され、漁場としての効用が低下している水域において、これら有害動植物について、発生状況等のモニタリング、漁業者等への関係情報の周知、駆除等を行うことにより、漁場環境を良好な状態に保全する。

リ 調査研究等の推進

(一) 調査研究の実施

有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成十八年十二月の委員報告も参考にし、次の調査研究を実施するものとする。

(イ) 干潟と海域の環境との関係に関する調査研究

干潟等に生息する生物が有する水質浄化能力、干潟の消失と流速の変化、浮泥の堆積と底質の変化等干潟と海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(ロ) 潮流、潮汐等と海域の環境との関係に関する調査研究

潮流、潮汐等の実態を把握し、その海域全体の環境に与える影響に関する調査研究を進める。また、底泥の移動状況を把握し、海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(ハ) 流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究

海域に流入する汚濁負荷量を把握し、汚濁負荷量の変化が海域の環境に与える影響及び汚濁負荷の効果的な削減手法に関する調査研究を進める。

(ニ) 流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究

流入する河川の流況を把握し、その変化と海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(ホ) 流入する河川の流域における森林と海域の環境との関係に関する調査研究

流入する河川の流域における森林の状況等を把握し、海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(ヘ) 土砂の採取と海域の環境との関係に関する調査研究

海砂利等の採取による地形変化の実態を把握し、これが海域の環境に与える影響に関する調査研究を進める。

(ト) 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構等に関する調査研究

有明海及び八代海等において発生する赤潮の原因となる有害プランクトン等の特性に関する調査研究を進める。また、赤潮及び貧酸素水塊の発生状況を把握し、これらの発生機構の解明や被害軽減方策に関する調査研究を進める。

(削る)

(チ) 環境と水産資源との関係に関する調査研究

有明海及び八代海等の環境変化がノリ養殖や二枚貝等の生物生産に及ぼす影響や、栄養塩や基礎生産量と水産資源との関係に関する調査研究を進める。また、必要に応じて、下水処理水質の能動的な管理に関する調査研究を行う。

(リ) その他海域の環境に関する調査研究

沿岸域の生態系について底生生物の群集構造や気候変動が及ぼす影響等の基礎的情報に関する調査研究を進める。また、海域の直接浄化や干潟等の造成手法の確立、酸処理剤由来の有機酸等のモニタリング等の調査研究を進める。

流入する河川の流況を把握し、その変化と海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(ホ) 流入する河川の流域における森林と海域の環境との関係の環境との関係に関する調査研究を進める。

(ヘ) 土砂の採取と海域の環境との関係に関する調査研究

海砂利等の採取による地形変化の実態を把握し、これが海域の環境に与える影響に関する調査研究を進める。

(ト) 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査研究

有明海及び八代海等において発生する赤潮の原因となる有害プランクトン等の特性に関する調査研究を進める。また、赤潮及び貧酸素水塊の発生状況を把握し、これらの発生機構の解明に関する調査研究を進める。

(チ) 赤潮の防除及び予察技術の開発

赤潮の原因プランクトンの特性等に基づき予察技術を開発するとともに、物理、化学及び生物学的手法による防除技術を開発する。

(リ) 環境と水産資源との関係に関する調査

有明海及び八代海等の環境変化がノリ養殖や二枚貝等の生物生産に及ぼす影響を調査する。

(ヌ) その他海域の環境に関する調査研究

沿岸域の生態系に関する基礎的情報に関する調査研究を進める。また、沿岸域の生態系に関する基礎的情報に関する調査研究を行う。

(ヌ) その他水産資源に関する調査研究

漁場環境監視体制の確立を進めるとともに、主要魚種等について再生産の場等の科学的知見の基礎となる調査のほか、二枚貝の着底機構や着底後の減耗要因、二枚貝の広域的な母貝集団ネットワークの形成、魚類等の再生産機構等に関する調査研究を進める。

(二) 調査研究体制の整備等

(イ) 調査研究体制の整備

有明海及び八代海等の再生に係る総合的な調査研究を円滑に実施していくためには、漁業者等との連携を進めるとともに、国、関係県等の調査研究機関の間の連携・協力を強化する必要がある。このため、中心となる調査研究機関等を定め、有明海及び八代海等に係る調査研究機関等が参集し、有明海及び八代海等の再生に係る総合的な調査研究の実施に当たって、相互の連携、役割分担等を協議する場を設けるとともに、研究成果等の情報交換を円滑に実施するためのネットワーク及びデータベースを構築する。

(ロ) 研究開発の推進と成果の普及

調査研究の成果等のデータベースを活用し、情報の共有化と情報収集の効率化に努めることにより、研究開発の成果の迅速な普及を図るものとする。

(ハ) 研究者の養成等

研究者の調査研究能力の向上を図ることを目的とした研修会やシンポジウム等を開催することにより、人材育成に努めるものとする。

ヌ 海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項

(一) 海域の環境の保全及び改善に関する事項

(ル) その他水産資源に関する調査

漁場環境監視体制の確立を進めるとともに、主要魚種等について科学的知見の基礎となる調査を行う。また、安定的に高品質なノリを生産するための品種改良技術等を開発する。

(二) 調査研究体制の整備等

(イ) 調査研究体制の整備

有明海及び八代海等の再生に係る総合的な調査研究を円滑に実施していくためには、漁業者等との連携を進めるとともに、国、関係県等の調査研究機関の間の連携・協力を強化する必要がある。このため、中心となる調査研究機関等を定め、有明海及び八代海等に係る調査研究機関等が参集し、有明海及び八代海等の再生に係る総合的な調査研究の実施に当たって、相互の連携、役割分担等を協議する場を設けるとともに、研究成果等の情報交換を円滑に実施するためのネットワーク及びデータベースを構築する。

(ロ) 研究開発の推進と成果の普及

調査研究の成果等のデータベースを活用し、情報の共有化と情報収集の効率化に努めることにより、研究開発の成果の迅速な普及を図るものとする。

(ハ) 研究者の養成等

研究者の調査研究能力の向上を図ることを目的とした研修会やシンポジウム等を開催することにより、人材育成に努めるものとする。

ヌ 海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項

(一) 海域の環境の保全及び改善に関する事項

(イ) 開発行為に当たつての配慮

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び県の環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

(ロ) 自然公園等の保全

国立公園等の自然公園等については、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と管理の充実に努めるものとする。また、有明海及び八代海等には、固有種及び希少種の生息・生育の場が存在しているため、その環境の保全及び改善を図るものとする。

(ハ) 海砂利採取に当たつての配慮

海砂利採取については、自然環境への影響等環境問題発生のおそれがあること等から、海砂利の採取に当たっては、あらかじめ当該海域及び周辺海域の環境等への影響を調査し、その結果等を十分踏まえ対応するとともに、動植物の生息・生育環境等の保全及び干潟等の地形の変化の防止等に十分留意するものとする。また、最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるものとする。

(二) 漁業の振興に関する事項

(イ) 共同利用施設の整備

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、作業保管施設や荷さばき施設等の漁業生産活動及び流通の合理化等を支援する共同利用施設の整備を推進する。

(ロ) 生活環境の整備

多くの離島、半島を有する有明海及び八代海等地域に位置

(イ) 開発行為に当たつての配慮

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び県の環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

(ロ) 自然公園等の保全

国立公園等の自然公園等については、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と管理の充実に努めるものとする。また、有明海及び八代海等には、固有種及び希少種の生息・生育の場が存在しているため、その環境の保全及び改善を図るものとする。

(ハ) 海砂利採取に当たつての配慮

海砂利採取については、自然環境への影響等環境問題発生のおそれがあること等から、海砂利の採取に当たっては、あらかじめ当該海域及び周辺海域の環境等への影響を調査し、その結果等を十分踏まえ対応するとともに、動植物の生息・生育環境等の保全及び干潟等の地形の変化の防止等に十分留意するものとする。また、最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるものとする。

(二) 漁業の振興に関する事項

(イ) 共同利用施設の整備

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、作業保管施設や荷さばき施設等の漁業生産活動及び流通の合理化等を支援する共同利用施設の整備を推進する。

(ロ) 生活環境の整備

多くの離島、半島を有する有明海及び八代海等地域に位置

する漁村において、豊かで住みよい漁村を形成し、都市と漁村の共生・対流を促進していくため、漁村における立ち後れた生活環境の整備を推進する。

(ハ) 漁港における遊漁船等の対策

円滑な漁業生産活動と漁港の適正な利用を確保するため、漁港において漁船と遊漁船等を分離収容するための施設の整備等を推進する。

(ニ) 赤潮等の漁業被害等に係る支援等

有明海及び八代海等の海域において赤潮等による漁業被害等が発生した場合においては、国及び地方公共団体は、経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるとともに、代替となる養殖漁場等の施設の整備、赤潮の除去に係る措置の実施等に対する支援その他有明海及び八代海等の海域における赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、国は、被害を受けた漁業者の救済について、被害の損失の補填その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、漁業者以外の関係事業者等の救済について、事業の再建に対する支援、雇用の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(三) 県計画達成のための配慮

県計画を達成し、もって、この基本方針の目標を達成するため、国は、地方公共団体が県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。また、国は、県計画に基づいて行う漁業の振興のための事業その他の事業の実施に関

する漁村において、豊かで住みよい漁村を形成し、都市と漁村の共生・対流を促進していくため、漁村における立ち後れた生活環境の整備を推進する。

(ハ) 漁港における遊漁船等の対策

円滑な漁業生産活動と漁港の適正な利用を確保するため、漁港において漁船と遊漁船等を分離収容するための施設の整備等を推進する。

(ニ) 赤潮等の漁業被害等に係る支援等

有明海及び八代海等の海域において赤潮等による漁業被害等が発生した場合においては、国及び地方公共団体は、経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるとともに、代替となる養殖漁場等の施設の整備、赤潮の除去に係る措置の実施等に対する支援その他有明海及び八代海等の海域における赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、国は、被害を受けた漁業者の救済について、被害の損失の補填その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、漁業者以外の関係事業者等の救済について、事業の再建に対する支援、雇用の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(三) 県計画達成のための配慮

県計画を達成し、もって、この基本方針の目標を達成するため、国は、地方公共団体が県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。また、国は、県計画に基づいて行う漁業の振興のための事業その他の事業の実施に関



し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(四) 知識の普及と情報開示

有明海及び八代海等の環境保全対策を推進するためには、生活排水等を含めた総合的な対策が必要である。その実効を期するためには、国、地方公共団体等がその責務を果たすことはもちろんのこと、地域の住民や民間団体並びに有明海及び八代海等を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠であり、各海域の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。また、汚濁負荷量の削減、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。

さらに、基本方針及び県計画に基づく各種施策の実施に際しては、透明性を確保することとし、国及び関係県においてその実施状況、効果等を適切に把握・評価するとともに、各種の啓発普及活動を通じて周知を図る。なお、各種調査結果については、可能な限り早期に公表する。

2 県計画の策定に関する基本的な事項

一 海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項

県計画には、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を総合的に推進するため、各県において講じるべき施策について、1の基本的な指針を踏まえつつ関係各県の事情に即して具体的に記述するものとし、その構成は基本的に次によるものとする。

イ 水質等の保全に関する事項

ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(四) 知識の普及と情報開示

有明海及び八代海等の環境保全対策を推進するためには、生活排水等を含めた総合的な対策が必要である。その実効を期するためには、国、地方公共団体等がその責務を果たすことはもちろんのこと、地域の住民や民間団体並びに有明海及び八代海等を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠であり、各海域の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。また、汚濁負荷量の削減、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。

さらに、基本方針及び県計画に基づく各種施策の実施に際しては、透明性を確保することとし、国及び関係県においてその実施状況、効果等を適切に把握・評価するとともに、各種の啓発普及活動を通じて周知を図る。なお、各種調査結果については、可能な限り早期に公表する。

2 県計画の策定に関する基本的な事項

一 海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項

県計画には、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を総合的に推進するため、各県において講じるべき施策について、1の基本的な指針を踏まえつつ関係各県の事情に即して具体的に記述するものとし、その構成は基本的に次によるものとする。

イ 水質等の保全に関する事項

ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

- ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項
  - ニ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項
  - ホ 森林の機能の向上に関する事項
  - ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項
  - ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項
  - チ 有害動植物の駆除に関する事項
  - リ その他
- 二 一の事項に係る事業の実施に関する事項
- 次の事業について、それぞれの事業の箇所・内容を明記の上、可能な限り具体的かつ定量的に事業の実施に関する事項を記述する。
- イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業
  - ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業
  - ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業
  - ニ 漁場の保全及び整備に関する事業
  - ホ 漁業関連施設の整備に関する事業
- 三 調査研究に関する事項
- 関係各県においては、国及び他の関係県と連携し、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関連する調査研究を総合的に推進するものとし、その内容を県計画に定めるものとする。

- ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項
  - ニ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項
  - ホ 森林の機能の向上に関する事項
  - ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項
  - ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項
  - チ 有害動植物の駆除に関する事項
  - リ その他
- 二 一の事項に係る事業の実施に関する事項
- 次の事業について、それぞれの事業の箇所・内容を明記の上、可能な限り具体的かつ定量的に事業の実施に関する事項を記述する。
- イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業
  - ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業
  - ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業
  - ニ 漁場の保全及び整備に関する事業
  - ホ 漁業関連施設の整備に関する事業
- 三 調査研究に関する事項
- 関係各県においては、国及び他の関係県と連携し、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関連する調査研究を総合的に推進するものとし、その内容を県計画に定めるものとする。